

Wing ういんぐ



Vol.29 2008年春

認め合う心から始まる共同参画

《特集》“ハラスメント” 悩みの種 嫌がらせ を考える

目次

- ・ハラスメントを考える…………… 2～3
- ・「日本女性会議2007ひろしま」参加報告…………… 5
- ・ご存知ですか？福島県次世代育成支援企業認証… 6～7
- ・ハラスメントへの処方箋 -アサーティブネス- …… 4
- ・男女共同参画トップセミナーを開催…………… 6
- ・男女共同参画センター事業の紹介/キッズコーナー… 8

私が、私であるために。

若い世代の「恋人からの暴力」を考える

女性に対する暴力に関するシンポジウム
 日時 2007年11月22日(木) 14:30～18:00
 会場 イノホール(東京都千代田区)

第1部の基調講演では、南野千恵子・参議院議員が、平成20年1月11日に施行された、配偶者暴力防止法の改正について解説しました(右記参照)。

また、研究発表として、小野恵子・岡山県生活環境部男女共同参画課長が、岡山県の若い世代の恋人からの暴力(デートDV)調査結果に基づき、デートDVが広く存在し、ひとりで悩んでいることが多いことを指摘しました。

第2部は、内閣府公募による大学生等11名の企画委員から、デートDVについてのインターネットアンケート調査結果より、

- ①暴力は犯罪との認識はあるが、許容する傾向もある。
- ②女性は男性に比べ、被害の多面性が見られる。
- ③携帯電話等を用いた被害が見られる。
- ④早期からの予防教育が必要である。

と問題提起があり、デートDVへの対応や、学校教育における予防・啓発についての若者からの提案を発表しました。

パネルディスカッション「若い世代の恋人間の暴力を考えよう」では、作家の神津カナナさんをコーディネーターに、企画委員2名を含むパネリストが次のような意見を述べました。

■伊藤雄雄・京都大学大学院文学研究科教授

学校現場で、DV加害者・被害者にならないために、感情表現・アサーティブネス(4ページ参照)の授業の提供が必要である。

■中島幸子・特定非営利活動法人レジリエンス代表

被害者から暴力の相談を受けたら、問題を軽視せず、身の安全について話し合ってもらいたい。

配偶者暴力防止法改正のポイント 保護命令制度が拡充されました。

- ①「脅迫」も保護命令申し立てができます。
- ②被害者に対する電話・メール等が禁止されます。
- ③被害者の親族等も、接近禁止命令の対象となります。



内閣府 「STOP THE 暴力」より

※上記法の対象は、婚姻の届出をしていない「事実婚」や、離婚した元配偶者も含まれますが、デートDVは、対象外であり、加害者への対策が不十分であるなど、課題もあります。